

【Reference Review 60-1号の研究動向・全分野から】

アベノミクスの評価と課題

商学部教授 広瀬 憲三

第2次安倍内閣発足後、3本の矢（大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略）により長期にわたり停滞している日本経済を成長路線にのせようとする政策が打ち出され、アベノミクスといわれている。第1の矢である大胆な金融政策として、日本銀行の黒田総裁は2%のインフレを目指して国債の購入等による市中への通貨供給量を増加させる金融緩和政策、第2の矢である公共投資などの政府による積極的な財政政策により、株価は大きく上昇し、為替レートは80円台から100円台へと円安が進み、景気は上向き基調となってきた。このアベノミクスについて、日本経済を成長路線に乗せると高く評価するものもあれば、インフレ、金利高を招き、日本経済にとって大きな打撃となるという意見、第3の矢がどのようなになるかが重要であるという意見など様々である。

原田泰論文（「アベノミクスを振り返る」『統計』65巻2号2014.2）はアベノミクスが始動してから1年間の状況について検討をしている。第1の矢である大胆な金融緩和により景気を改善する方向へと向かっており大きな意味があるとしたうえで、物価は上がっているが賃金が上がっていないという批判に対して、賃金の支払総額は上がっており、今後労働市場の需給関係から賃金は上昇すると結論付けている。第2の矢である機動的な財政政策の効果について、公共投資は建設関係に集中するため建設関係の物価を大きく引き上げ、民間の投資に影響を与えるなど悪影響があり、かつ財政的規律を弱めることになるので望ましくないと主張する。

財政健全化の重要性を述べたものとして、土居丈朗論文（『アベノミクス』の行方—3本の矢を的に当てる弓＝財政健全化の必要性』『地銀協月報』644号2014.2）がある。土居論文はアベノミクスの「3本の矢」が的確に的を射るためには、財政の健全化という「弓」が重要な役割を果たすと考える。社会保障をはじめ今後歳出要求が拡大する中で、今歳出の増加を抑えることは長期的に健全な成長のために必要であり、民間投資を喚起する成長戦略を成功させるためにも財政の健全化は重要である。国債の発行が増加し、金利が上がると民間企業の借入金利が上昇し、成長戦略にマイナスの影響を与える。財政の健全化が消費税の10%への引き上げで達成されるわけではないが、もし、引き上げがなされない場合、基礎的財政収支の対GDP比率は改善されず、将来的に金利の上昇をもたらし、民間企業の投資を抑制し、成長の阻害要因となってしまうと指摘する。

八代尚宏論文（「アベノミクス成功のカギは構造改革」『地銀協月報』644号2014.2）は、アベノミクスが成功するためには、規制改革を通じて民間需要を拡大させると同時に社会保障支出の抑制により恒常的な財政赤字の均衡化という2つの構造改革を行うことが重要であると指摘する。

白川浩道論文（「アベノミクスは潜在成長率を押し上げているか？」『地銀協月報』644号2014.2）はアベノミクスにより潜在成長率を引き上げることができるかどうかの評価の基準となると考える。白川論文によると、日本経済は、①生産人口の縮小、②産業の空洞化、③非製造業の技術革新が向上しない状況の下では、生産能力が低下し潜在成長率はマイナス0.2から0.3%となり、総需要が総供給を

上回るインフレギャップが生じ、コストプッシュ型の「悪性インフレ」になる可能性があるという。そのような状況下で、アベノミクスの第1の矢である大胆な金融緩和はインフレ圧力を高め、一方賃金の上昇が遅れているため実質賃金の低下を補うため労働参加率を高め、潜在成長率にプラスの貢献をしていると分析している。第2の矢である柔軟な財政政策については、投資減税、法人税減税は供給能力を高めるが、公共投資については、予算内容を見る限り供給能力を高める支出にはなっていないと指摘する。第3の矢である成長戦略については、外国人労働者の活用、農業の大規模化などによる労働移動の促進などコンセプトとしては適切であるがまだ具体性に欠けるため不透明であると考えている。

竹中平蔵論文（「国家戦略特区を改革の起爆剤に！」『統計』65巻2号2014.2）は国家戦略特区を通じた規制緩和が重要であるという。世界銀行が発表している「規制環境」に関するランキングをみると、日本は、2000年で世界第40位、その後、小泉政権下での改革で規制緩和が進み2006年では28位になったが、2011年には47位と大きく後退している。竹中論文では、政府がなすべきことは、補助金や利子補給などを通じて政府が誘導するような「産業政策」ではなく、規制緩和を通じた健全な競争環境の整備であるという。アベノミクスが成功し、日本経済が成長経路に乗っていくためには「岩盤規制」といわれる強固な規制を新たに作られた「国家戦略特区」により突破していくことが重要であるという。

20年以上続く景気の低迷はアジア、世界のなかでの日本のプレゼンスに大きな影響を与えている。グローバル化が進む中、財政の健全化をふまえて、思い切った大胆な規制緩和政策を推し進めることが日本経済を成長路線にのせるためには必要不可欠となろう。

【Reference Review 60-1号の研究動向・全分野から】

「地域づくり」の分析視角 —「相互作用の場」におけるガバナンス—

産業研究所副所長・准教授 市川 顕

2014年9月3日、安倍晋三首相は内閣改造の目玉ポストとして地方創生担当相を新設し、石破茂氏をその任にあてた。このように、こんにちの日本では地方創生が焦眉の課題となっているが、その主たる場となる「地域」というものは「社会科学における重要な研究対象でありながら、最もとらえどころのない概念（金井2013, p.34）」だという。金井は論文中でそれを「人びとの主観的利害関心の共通の焦点をあらわす概念（同, p.34）」と定義する。そして、「地域づくり」という活動を「地域という共通の関心の焦点のもとに緩やかに集まった、出身も立場もさまざまな多様な主体による社会的相互作用の過程（同, p.43）」とし、「地域づくりに必要なのは、こうした生産的な相互作用の場、すなわち「仕組み」を作ること（同, p.43）」と喝破する。そしてこれまでアカデミアが「地域づくりに関する学術的研究において、個別事例の記述的報告」を「無限な多様性と論文の量産のしやすさ」ゆえに多数生み出してきた（同, p.43）ことを批判的に捉え、地域づくりの結果に注目する個別偶然性ではなく、地域づくりの「仕組み」（換言すれば、その過程における一般的な法則性）に注目すべきだと主張する（同, p.44）。金井の論を敷衍すれば、「地域づくり」の過程における「仕組み」、つまりガバナンスの側

面、における法則性の把握に取り組むことが政策学において現在求められていることになる。そこで、「地域づくり」のガバナンスを見る際の軸となりうる視点について考えてみたい。

第一にアクターである。「地域づくり」には、コンサルタント企業、NPOなどのミッション型コミュニティ、自治会・町内会などを含む地域コミュニティ、市町村・都道府県といった行政、そして大学などの知識アクターも加わって実施される。各アクターがどのような段階で、どのような役割を取りうるのか、の分析が求められる。

第二に資金である。「地域づくり」では、国や都道府県からの補助金を触媒として、地域のもつ固有の資産・資源を利用して、より永続的な「地域」経営を行っていく必要がある。石川(2013)では「葉っぱビジネス」で有名な上勝町の第3セクター方式による地域活性化が取り上げられているが、地域の魅力を核として資金的に永続的な活動へと昇華させるためのガバナンスのあり方も研究課題となる。

第三にアイデアの転換である。20世紀型の発展のあり方が「多様な価値の中の1つの価値尺度(とくに経済的貨幣換算価値)」(古沢 2014, p.6)によって測られてきたものであるとするならば、これからの発展(とくに「地域づくり」において目指されるそれ)は「排他的な単一化とは異なる多様な関係づくりと多面的価値の創造を志向する“多面的・共生型生産力”への転換」(同, p.6)が求められている。そこでは、第一に、「カネからヒトへ」の転換が求められる。石川(2013)は「地域活性化のために、さて何を…というような発想」では上勝町の「地域づくり」は成功しなかった(石川 2013, p.142)とする。そうではなく、地域住民の一人ひとりの地道な取り組みをいかに総合化するか、という視点から地域活性化を捉えるべきだと主張する(同, pp.142-143)。第二に、既存のパラダイムでは弱みとされてきた概念を強みに変えることである。広瀬(2013)では「創造的過疎化」という概念が登場する。ここでは、過疎化対策を「過疎化を止めようとする方向ではなく、創造的に過疎化を進めるというもの(中略)人口構成を健全な形に保ちながら過疎化をコントロールする」(広瀬 2013, p.95)もの、と考える。マルチアクターによる、自然環境やヒトを重視した、身の丈にあった、「創造的過疎化」という発想の転換である。第三に、「地域づくり」の過程で、多様な政策課題の統合を図ることである。「地域づくり」は、地域経済の活性化のみの問題ではなく、環境問題や福祉問題を包摂できる総合的課題である。そこにおいては、経済成長を絶対的な目標としなくても十分な「豊かさ」が達成されていく社会(岡橋 2013, p.40)としての「定常型社会」の議論が射程に入っても良い。

以上、いくつか「地域づくり」のガバナンスの分析視角を提示した。目を足元に転じれば、多くの大学において地域創生という名のつく研究所・センター・学部・学科が存在する。「地域づくり」に資する人材育成・「地域づくり」の事例研究のみならず、「地域づくり」の現場への参加、さらにはそこから抽出される「地域づくり」のガバナンス分析など、大学に期待される役割は大きい。

【リファレンス・レビュー対象論文】

石川和男(2013)「持続可能な地域社会創造の取り組み—徳島県勝浦郡上勝町における「彩」事業を中心として—」『専修大学社会科学研究所月報』601・602 合併号 pp.128-143。

岡橋秀典(2013)「定常型社会における山村の持続的発展と自然・文化資源の意義—東広島市福富町を事例として—」『商学論集(福島大学)』第81巻第4号 pp.39-56。

金井雅之(2013)「多様な主体の交流による地域づくりの可能性—成果の個性性と仕組みの共通性—」『専修大学社会科学研究所月報』601・602 合併号 pp.34-45。

広瀬裕子(2013)「創造的過疎化」という地域再生：徳島県神山町におけるNPO グリーンバレーによる地域再生の試み」『専修大学社会科学研究所月報』601・602 合併号 pp.89-97。

古沢広祐(2014)「自然共生・循環型社会と協同の可能性—食・農・環境・エネルギーに基づく持続可能な社会—」『にじ』第645号 pp.4-18。

中長期的な視点に立った経済運営を

経済学部教授 小林 伸生

安倍政権下での経済政策、いわゆる「アベノミクス」が本格的に始動して約1年半が経過した。2014年の日本経済は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要後の消費の落ち込みが当初見込み以上に長期化している。一方で、日経平均株価は7年ぶりの高値である17700円台（2014年12月3日時点）をつけ、企業業績は上場企業を中心に回復するとともに、完全失業率等でみる雇用環境も改善傾向を示すなど、景気の回復を示す指標も示されており、経済状況はいわば「まだら模様」を示している。こうした状況の下、衆議院の解散・総選挙の動きも相まって、経済政策に対する関心も従来以上に高まっている。

埼玉大学の伊藤修氏は「「アベノミクス」の1年と経済理論：概括的再考」（『金融構造研究』第36号）の中で、アベノミクスが内包する矛盾を「合成の誤謬」の視点から考察している。第2の矢の機動的財政政策に関しては、長期的視点から見た構造改革の重要性を主張する観点から疑問を呈しており、持続可能性の担保のための増税の在り方（消費税に加えて直接税改革の導入）や社会保障制度の改編方向を議論している。また、成長戦略に関しては、当面の政策としての賃金引き上げ誘導を試みる一方、将来的な解雇規制緩和、ホワイトカラーエグゼンプションなど、雇用流動性を高める議論がなされた結果、アベノミクスが目指す「期待の醸成」が当初見込み通りに実現せず、支出を委縮させる結果となったと指摘している。確かに今日の消費動向等をみると、短期的な景気刺激策の効果以上に、企業業績の改善効果が十分に被雇用者にまで浸透せず、将来の生活に対する不安感が払拭しきれない結果として、伸び悩みの傾向を強めていると思われる。

法政大学の小峰隆夫氏は「アベノミクスをどう評価するか」（『地銀協月報』第645号）で、第1の矢と第2の矢による経済改善効果は短期的なものであり、2014年度半ばごろから大きな岐路に向かっていくことになることを指摘し（この指摘は、当該論文掲載後の経済動向をみると正鵠を射ていると思われる）、その一方で、成長戦略に関しては①長期的な視点で評価するべきであり、②継続性が重要であるとともに、③現在の戦略はややパターンリスティック（家父長的）色彩が強い、等の点を指摘している。その上で、現在求められているのは第4の矢としての財政再建であり、短期的な視野に立った経済政策からの脱却ができるかどうか、アベノミクスの真価が問われていると主張している。

ところで日本においては現在、史上最低水準の低金利状態が続いている。これは安倍政権の経済政策、いわゆるアベノミクスの第1の矢である「大胆な金融緩和」が大きく影響している。しかし、実はこうした低金利傾向は、程度の差はあれ世界経済共通の現象であり、特に先進国経済が抱える構造的な問題が背景に存在しているとの見方もある。日本大学の水野和夫氏は、「デフレは資本主義の限界点 過剰マネーが社会を不安定に」（『エコノミスト』第92巻24号）において、今日の世界的な低成長は、先進国の資本が周辺への拡張を続けてきた構図が行き詰まりを見せた結果であり、利潤機会の縮小が世界的低金利となって現れているという議論を展開している。もはや、20世紀型の資本主義のような、資源多消費・大量生産・廃棄を前提として繰り返し利潤のフロンティアを求める成長戦略は通用しなくなりつつある。これからの国際社会は、限られたフロンティアを深耕していくことを従来以上に真摯に追求するとともに、成長率の鈍化の中で、いかにそれを継続していくかに意を割かなければ

ればならない。

日本の企業・国民は、政策担当者が想定する以上に、中長期的な「将来への直感」に基づいて、鋭敏に現在の政策運営に反応し、組織防衛・生活防衛的な対応を余儀なくされていると思われる。そのことが、カンフル剤として実施されてきている様々な経済対策の効果が期待通りに現れてこないことの要因になっているのではないだろうか。むしろ持続的な経済成長の実現に求められているのは、短期的な景気刺激策ではなく、中長期的な安心感の醸成に寄与する政策運営と、その適切な伝達である。長期的な財政再建の見通しを明確に示し、必要な増税措置や社会保障制度改革に理解を求め、果敢に実施すること、そして中長期的な視点から、国民生活の質的な改善と、それを通じた経済成長に資するイノベーションの促進に向けた環境整備・制度設計が求められているのではないだろうか。

少子高齢化問題への対応、エネルギー政策の転換、一方向的な生産・消費型社会からの脱却と、そのための社会システムの構築等は、日本のみが直面する問題ではなく、先進諸国に共通する課題である。諸問題への果敢な挑戦を通じて、世界の先頭走者としての新たな社会システムを構築し、産業を輩出していくための制度設計が、今後の成長戦略として求められる。

【Reference Review 60-2 号の研究動向・全分野から】

女性労働に関する史的研究

商学部教授 木山 実

成長戦略をかける安倍政権は、そのひとつの策として女性人材の積極活用を提唱する。昨今目指されているのは、女性が専業主婦を離れて稼ぎに出ることだけではなく、従来男性が多くを占めた国会議員や企業の管理職というような社会の上層部への女性の進出であろう。

ところで周知の如く、明治から昭和戦前期にかけて日本の主要産業であった製糸・紡績業などの繊維産業では、多くの女性労働力が“女工”として活躍したものの、彼女たちは企業の上層部にまで登用されたわけではない。昭和に入った頃からは、女性がホワイトカラーの職場に事務系職員として雇用されるケースが多く見られるようになる。最近、経済史・経営史の分野では、このような現象についての研究が続けて発表されているので、いくつか紹介したい。

千本暁子「都市化と女性有業率」（『同志社商学』第63巻5号、2012年）は、1920年の国勢調査を用いて全国各府県の有業率や都市部の有業者を示し、都市化が女性有業率に与えた影響を検討したものである。一読すれば、現在とはかなり異なる労働のスタイルにおいて、どういう状態を有業者と認識するかはなかなか難しいことだと認識させられるが、ともあれ同稿によると都市化が男性の有業率を上昇させ、逆に女性有業率を低下させ、また都市化の進行が女性の就業機会を減少させ、かつ労働市場を均質化させる傾向があったという。そして1920年の都市の女性有業率の低さは、在来産業への参入にも限界があって新たな就業機会もさほど用意されていなかったことを物語っており、「専業主婦」が労働力を吸収する緩衝材としての役割を果たすようになったと結んでいる。つまり1920年代はまだ女性の社会進出は進んでいなかったということになる。

若林幸男「近代日本社会における事務系女性職員層の形成と発展」（『明治大学社会科学研究所紀要』第51巻2号、2013年）は千本論文で示されたような若年女性の労働力が1920年代にはいまだ潜在的

であった状態が、1930 - 40 年代に爆発的に増加に転じたのはなぜか、という問題に迫っている。若林論文によると、三井物産や三井銀行などのホワイトカラー職では女性は既に明治末期にタイピストや電話交換手として雇用され始めており、その後郵便仕分けや書類整理、さらに経理・出納・会計部門などの業務にも投入されていくが、これは 1920 年代の不況期に男性労働力から女性への代替が進められたことによるものであったという。若年女性労働力が爆発的に増大するのは 1930 年代後半のことであり、これには日中戦争を契機とする国家総動員体制のなかでの壮年男子労働力の不足、また戦後花開くことになる女性の権利を男性同様に認めていくという社会情勢の変化が背景になっていたとする。三菱銀行の場合、女性は従来タイピストや電話交換手などの雑役にのみ投入されていたのが、国家総動員法施行の翌年 1939 年には女性の雇用を銀行業務全般に拡大していくことになり、それによってまずは女性事務員 28 名が配置されたが終戦時には女性は 2129 人と実に 76 倍に膨れあがっている。1930 年代以降金融等のサービス産業、および大規模事業所に女性が正規基幹労働力として投入されるという劇的な変化が生じたのである。同稿はさらに東京市の統計書に拠って 1930 年代に登場してくる「職業婦人」の実態を浮かび上がらせるが、そこでは従来のイメージ通りの女工の多さとともに、事務員、店員など商業金融サービス産業での女性労働力の高まりもが示される。そしてこれらの第三次産業の女性従業員は比較的若く、女工はそれより高い年齢階層に分布していたというが、このような女性事務員の雇用が拡大し始めた頃の銀行等では女性の定年は 20 歳とか 22 歳ぐらいであったという。また若年層に集中した第三次産業女性職員たちの給料は概して女工など第二次産業のそれよりもはるかに高かった。女工は零細工場主や工場労働者の家庭の出身で学歴としては尋常小学校卒が多い一方、第三次産業女性職員たちは会社員、公務員、教員、軍人などの家庭出身で高等女学校や大学女子部などの高学歴者が多かった。大正から昭和初期にかけて展開した中産階級、すなわちサラリーマン家庭の増大でその子女が第三次産業の女性労働力となって女性の職場進出の最大の要因となっていたことを指摘する。

若林論文は女性に対する一連の差別撤廃という社会的動向に沿った動きが戦後直後の女性従業員の待遇改善や地位向上に寄与していたとみるが、そのような理解に異議を呈するのが谷ヶ城秀吉「第二次世界大戦直後における三井物産の女性従業員」（早稲田大『アジア太平洋討究』22号、2014年）である。谷ヶ城論文は、1947年に組織された三井物産の社員会（＝労働組合）で女性従業員が男性従業員と同格の会員資格を得たことを事例に上記の問題に迫っている。三井物産で敗戦後に組織された職員会（社員会の前身）は、財閥解体によって予測される株主構成の変化に対して、既存の組織や社内秩序を維持して職員の意向を経営に反映させることを意図した。だが法的根拠に基づかない組織では敵対的な株主の行動を抑制するのは困難である。そこで必要とされたのは、職員会を敗戦直後に制定された労働組合法に基づく団体に改組して団体交渉権を得ることで株主に対する影響力を合法的に行使することであった。だが女性従業員を事前に排除したのでは労働組合法に抵触する恐れがある。同稿ではこの点を重視し、女性従業員が代議員選挙権／被選挙権を与えられ正会員として遇されたのは男女同権の観念からではなく、既存組織の維持という大きな目的のための「次善解として」、副次的になされたのであったとして、戦時中の第三次産業での女性従業員の増加が戦後にも単線的に繋がっていたわけではないとしている。戦後改革として知られる財閥解体と労働民主化が意外な感じで絡まっていたのは、きわめて興味深いところである。

最近のアメリカの産業・経済動向

国際学部教授 宮田 由紀夫

本稿ではアメリカ経済全般の動向といくつかの産業についての論文を紹介したい。

藤岡明房(2014)「オバマ政権下における米国経済・社会の変容」(『運輸と経済』第74巻、第7号、4-12)によれば、オバマ政権下では2009年こそ実質成長率はマイナスであったが、大量の国債発行に支えられた大胆な金融緩和の効果もありその後は毎年2%前後の成長率(2009年から12年までの合計では6%の成長)であり、マクロ的に景気は回復した。しかし、所得格差は増大している。所得格差は共和党政権下の1980年代以来増加していたが、オバマ政権の場合はその縮小を目指しながらも達成できなかった点で深刻である。とくに上位10%というより1%や0.1%に富の集中が進んでいる。定職についていながら貧困者になっている「ワーキングプワ」がアメリカの効率的な生活を支えている。

島村力(2014)の「オバマノミクスの理想と現実」(『海外事情研究所報告』第48号、27-36)もオバマ大統領がミドルクラスの崩壊に危機感を抱いていることを指摘する。アメリカの所得格差(不平等)は税引前では他の先進国と変わらないのに、税引き後で大きくなる。すなわち、制度的な所得再分配が不十分なのである。しかし、上位10%の人が所得税の70%を払い、上位50%が97%を払っており、また貧困者の待遇が今日ほど良くなった時はないとの反論もあり、所得再分配政策への批判は大きく、共和党が支持を集めるのである。

田口芳郎(2014)「米国の交通を巡る現状と今後の動向」(『運輸と経済』第74巻、第7号、24-35)によれば、輸送量(重量または人数)と距離をかけた数量において、国内貨物では鉄道が依然として36.8%でトラック30.7%を押さえている。しかし、旅客や通勤手段としてもハイウェイ、マイカーが圧倒的でアメリカはやはり自動車大国であり、「ドア・トゥ・ドア」で移動できる「自由の象徴」とまでみなされている。ただ、ハイウェイの建設は連邦ガソリン税を原資とするハイウェイ信託基金によって行われてきたが、資金の不足によって建設が思うように進まず、近年は有料道路も増えている。鉄道では1971年に政府が株のすべてを持つ国有企業であるアムトラックが設立され、民間鉄道会社の貨物輸送を維持するため、赤字の旅客部門を引き継いだ。しかし、連邦政府と州政府による多額の補助金によって維持されている。オバマ政権は高速旅客鉄道の建設に積極的であったが、2010年に共和党が下院で過半数を取って以降、予算措置がされていない。ただ、ワシントン～ニューヨークでは、鉄道・航空のシェアが1対2だったのが、2000年に高速鉄道が開業してからは3対1と逆転しているわけで、旅客鉄道に発展の可能性がないわけではない。

藤岡、田口両論文を収録している『運輸と経済』の2014年7月号にはアメリカの交通に関するさまざまな論文があるので、関心のある方は参考にしてほしいが、ここでは航空旅客業のみ紹介したい。長井総和(2014)「米国の航空市場の動向」(『運輸と経済』第74巻、第7号、96-106)によれば、21世紀に入りアメリカの航空会社は景気後退と同時多発テロによる旅客数の激減、2002年から2007年までの回復期、2008年のリーマンショックによる落ち込みとその後の回復と乱高下を経験した。そのため、大手航空会社はすべて連邦破産法第11条に適用を受けた。そのことによって、人件費の大幅削減、路線のリストラを断行し、さらに大型合併が進んだ。現在は大手のアメリカン航空(USエアと合併、ただし経営陣はUSエア中心)、デルタ航空(ノースウェスト航空と合併)、ユナイテッド航空(コ

ンチネンタル航空を合併）に、ローコストキャリア（LCC）から成長したサウスウェスト航空が市場の 80%以上のシェアを占めている。しかし、寡占の弊害は見られず、競争が行われている。また、人件費と燃料費が上昇してきて大手 3 社と LCC の運賃の差異はほとんどなくなり、LCC よりさらに低価格を目指す「ウルトラ LCC」が参入してきている。

最後に趙偉・寺澤朝子(2014)「電気自動車市場の特徴と将来展望」(『産業経済研究所紀要』第 24 号、191-214) はアメリカの電気自動車メーカーであるテスラ・モーターズを分析している。電気自動車では部品数がガソリンエンジン車の 3 分の 1 から 10 分の 1 にまで減ると考えられる、設計思想や生産技術も今までの「すり合わせ型」から IT のような「モジュール型」になる可能性がある。テスラの競争力の源となるコアコンピタンス（中核技術）は冷却水をバッテリー全体にまわす制御技術であるが、テスラはそれ以外の技術はアウトソーシングしたり、他社と提携している。IT 企業の手法で自動車産業に参入しているテスラは、日本企業にとって今は提携相手であるが、電気自動車は既存の知識・ノウハウが役に立たない「能力破壊型イノベーション」であるので警戒が必要である。

【Reference Review 60-3 号の研究動向・全分野から】

アベノミクス「女性の活躍推進」は成功するか？

経済学部教授 西村 智

女性の活躍推進は、アベノミクス成長戦略の重要な柱として位置づけられている。政府は、2020 年までに指導的立場に占める女性の割合を 30%にするという目標「ニイマルサンマル」を掲げた。しかし、現在、管理職に占める女性の割合は 11.6%（平成 24 年労働力調査）と目標には程遠い。この目標を達成するために、政府は、子どもの預け場所を増やしたり、女性役員比率を公表するよう企業に求めたりしている。果たして両立支援を強化することは女性管理職を増やすことにつながるのだろうか（働き続けることと昇進することはイコールなのか）。また、企業にとって、上記の情報開示は女性管理職を増やすインセンティブになるのだろうか。

本気で女性管理職を増やそうとするならば、そもそもなぜ男女間格差がなくなるのか、そして、なぜ女性管理職が増えないのかについて根本の原因を探らなければならない。そのためには、厳格な分析による学術的基礎が必要である。2014 年 7 月に発行された『日本労働研究雑誌 No.648（第 56 巻 7 号）』は「労働市場における男女差はなぜ永続的か」をテーマに特集を組み、第一線で活躍する研究者による論文を掲載している。いずれも質の高い論文で、いくつもの示唆を与えてくれる。以下、その中から 3 本の論文を紹介する。

まず、山口一男氏による論文「ホワイトカラー正社員の管理職割合の男女格差の決定要因」である。山口論文は、「女性は男性よりも勤続年数が短いので男女間に昇進格差ができる」という通説を再検討している。男女間管理職比率格差を分析した結果、教育、年齢、勤続年数、就業時間が同じだとしてもなお 60%の格差が残ることがわかった。この 60%の説明できない部分について、山口論文は、コース別雇用管理（あからさまな女性差別ではないが、女性職を一般職と看板を変えた間接差別といわれている）や小学生児童を持つ従業員へのサポートが不足していることを指摘している。自社の女性の管理職が少ないことについて、女性の勤続年数の短さをあげる企業が多いが、本質的な問題は別のと

ころにあることを示した重要な論文であるといえよう。

次に、武石恵美子氏による論文「女性の昇進意欲を高める職場の要因」である。管理職に占める女性の割合が低い背景には、企業側による男女の扱いの違いもあるが、男性に比べて女性従業員の昇進意欲が低いこともあげられる。しかし、武石論文は、企業の女性活躍推進への消極的な姿勢と女性の仕事意欲の低下に悪循環が形成されていると指摘する。企業調査と従業員調査をマッチングさせたデータを使って分析した結果、女性の昇進意欲は男性に比べて明らかに低いと、一方で、女性が職場の状況として女性活躍や両立支援の取り組みを実感していることや、実際に「主任・係長」というポストを経験することが女性の昇進意欲を高めることが確認された。面白いことに、取り組みについての企業の回答と女性の実感の相関はかなり低い。このことから、女性の活躍推進に取り組んでいますというポーズだけでは限定的な効果しか得られず、女性従業員が取り組みを実感しているかどうかことが重要であることがわかる。女性管理職を増やすための大きなヒントである。

最後に、筒井淳也氏による論文「女性の労働参加と性別分業—持続する「稼ぎ手」モデル」である。先の2つの論文が有償労働に関する分析であるのに対して、筒井論文は、有償労働と無償労働（家事）の関係についての分析である。1日の時間は限られていることから、当然、有償労働と無償労働は相互に影響する。マイクロデータを用いた分析により、有配偶女性の労働時間の増加に伴う家事頻度の減少幅は有配偶男性のそれよりも大きいことを発見し、女性にとって就労と家庭生活の質の維持がトレード・オフになっていることを明らかにしている。この背景には、男性の家事貢献の不足もあるが、わが国の働き方が硬直的なことがある。筒井論文は、女性活躍推進を考える際に、職場レベルの問題だけではなく、働き方が家庭責任、性別役割分業に及ぼす影響にも留意しなければならないことを示唆している。

【Reference Review 60-4 号の研究動向・全分野から】

「日本のロボット産業の将来について」

商学部教授 広瀬 憲三

2011年の産業用ロボット（電子部品実装機含む）の世界市場規模は、13,369百万ドルに達しており、日本企業の出荷総額はその57.3%を占めている。実に半数以上の産業用ロボットを日本企業が生産している。日本は、製造業分野を中心とした産業用ロボットについては、世界のトップを走っているといえる。

一方、2012年における日本のロボットの市場規模をみると製造業分野が6600億円と全体の4分の3以上を占めており、サービス分野は600億円と1割にも満たない状況である。しかし、2035年における日本のロボット産業の市場規模の予測では、製造業分野が2兆7294億円に対し、サービス分野は4兆9568億円とサービス分野でのロボット産業の市場規模が製造業分野でのロボット産業の市場規模を大きく上回る。少子高齢化が進む中、介護用ロボットに対する需要の拡大を考えると当然の結果かもしれない。

須藤治論文（「ロボット産業の現状と振興政策」『産業立地』53巻4号 2014.7）は、日本のロボット技術を発展拡大させるための産業振興政策を紹介している。須藤論文によると、製造業分野におい

ては、産業用ロボットの国内における安全規制（いわゆる 80W 規制）緩和により、「人とロボットの協調作業」を行うことが容易になり、国内製造業の国際競争力、製造業の国内への回帰を促す効果として期待できると考えている。生活・福祉分野としては、「ロボット介護機器開発導入促進事業」で、安価で使えるロボット開発を、「支援ロボット実用化プロジェクト」では安全基準作成、国際標準化、安全認証制の構築の取り組みを紹介している。

比留川博久論文（「ロボット産業の今後の展望」『産業立地』53 巻 4 号 2014.7）は、2020 年までに産業化が期待される次世代ロボットとして、①人と空間を共有して協働する人間共存型産業用ロボット、②移動作業型ロボット、③人が歩行するのをアシストするような人間装着型ロボット、④ベッドが車椅子に変形して移乗を支援するような搭乗型ロボット、を紹介し、日本では、このような次世代型ロボットがなかなか市場に出回らない理由として、日本ではロボット開発のベンチャー企業に投資をする環境があまりないため、リスクに対して消極的な大企業による開発が中心となっており、また、エンジニア中心の開発のため、現場が真に必要な機能が無かったり、それ以外の機能をつけすぎ、高価になりすぎて需要が生まれないというような問題があると指摘している。

少子高齢化が進む中、今後、介護用ロボットに対する需要は拡大すると考えられる。植村佳代論文（「わが国介護ロボット産業の発展に向けた課題と展望～北欧に見るユーザー・ドリブン・イノベーションの重要性～」『日経研月報』434 号 2014.8）は、日本および欧米各国等政府の介護ロボットに関する取り組み、介護ロボットの開発状況などを紹介し、今後日本が介護ロボット開発を進めるうえで、北欧に見られるようなユーザーのニーズを出発点とした「ユーザー・ドリブン・イノベーション」を進めることで、ユーザーを巻き込んだロボット開発を行うことと欧米諸国への販路拡大を効率的に実現することが重要であると述べている。

ロボット産業の新しい流れとして日経ビジネスの特集（「徹底ルポ 世界を変えるスマロボー先行く米中 出遅れる日本」『日経ビジネス』1757 号 2014.9）は興味深い。米シリコンバレーでは、個別機能に特化したロボット同士をネットでつなぎ、自律的に連携し合うことで、全く新しい価値を生み出す「スマロボ」を巡ってベンチャー企業が熾烈な競争をしているという。様々な機能を組み込むのではなく、特定の機能を持ったロボットがネットを通じて結びつくことを想定し、特定の機能に磨きをかける競争が繰り返されているという。さらに将来的には、ロボット同士が情報のやり取りをするだけでなく、ロボット同士が連携して答えを探し自律的に行動することで大きな価値を生み出す世界となるとみる。

シリコンバレーを追いかけるように中国も接客サービスをするロボットや、小型無人飛行機などの分野で高い技術力を持つ企業が現れており、また政府としても海外で活躍する研究者を中国に帰国させ、研究の場を提供するなどしているという。

本特集では、日本のロボットは一体のロボットにあらゆる機能を盛り込み、人に近づけたいという思いが強いと、世界の潮流から遅れてしまっていると指摘するが、同時に、日本には長年培ってきたすぐれたロボット技術があり、これらをうまくつなぎ合わせればアメリカに引けを取らない独自のスマロボの世界を提案できると指摘する。日本で生み出された技術として、気配りにたけ、空気を読むことができる技術、段差を超えて資格を検査する技術、ロボットのあらゆる動作を制御する OS 技術、複数の人の話を聞きわけける技術など様々な技術があり、これらの技術をどのように組み合わせ、つなげるかが今後の日本のロボット産業にとって重要になると指摘している。

日本のロボット産業を考えると、単体としてのロボットではなく、それらをつなげるネットワーク化、ハイリスクハイリターンを目指すベンチャーとそれを支援する政策及びそれに投資するベン

チャーキャピタルとベンチャー企業を立ち上げようとする環境が求められる。

【Reference Review 60-4 号の研究動向・全分野から】

消費税増税と逆進性対策—軽減税率か補完的給付か

総合政策学部教授 朴 勝俊

昨年の衆議院解散総選挙の意図は何であったのか。少なくとも安倍首相自身の発言によれば、年度初めの消費税増税によって景気が腰折れしたことから、「消費税の引き上げを18か月延期」する一方で、財政再建の姿勢を明確にすべく「平成29年4月には、確実に10%へ消費税を引き上げる」ことについて、国民の判断を仰ぐものであった（安倍2014）。もともと消費税については、民主党政権時代の「社会保障・税一体改革法」（H24.3.30成立）によって、平成26年4月から8%へ、平成27年10月から10%へと、増税のスケジュールが明確にされていた。自民政権に代わってもこの法律にそって増税の準備が進められており、予定通りの増税を求める声も強く、景気を懸念する首相の一存で延期することが難しかったのであろう。結果は周知のとおり、与党（自民党・公明党）の勝利に終わった。

これまでに、本稿末尾の文献のほか、消費税について様々な意見が出され、何点かの確認すべき事実と論点が明確になっている。本稿では主に消費税の逆進性対策（軽減税率か補完的給付か）について論じる。なお紙面の限られた本稿では、消費税そのものの是非、その税率の引き上げや使途についての賛否には深く立ち入らない。特に使途については、消費税法に第一条2項として年金、社会保障給付（医療・介護）、少子化対策のために用いる旨が書き込まれたことを指摘するにとどめる。

消費税と言えば低所得者に酷な税の典型とみなされている。確かに、所得の低い人ほど、所得額のほとんどを貯蓄ではなく消費に費やすので、消費税負担額と所得額との比率は当然ながら大きくなる（所得に対する逆進性）。ただし所得ではなく消費を基に考えれば負担はおおかた比例的となることに留意されたい（消費に対する比例性）。

もし低所得者の負担軽減が必要となれば、どのような補完策が有効なのだろうか。公明党は軽減税率の導入を強く訴えており、各種世論調査でも8割程度の回答者が軽減税率に賛成だという。この問題を詳しく考えたことがない多くの人々は、「生活必需品」の税率が下がれば自分がトクをする、あるいは逆進性が是正されると錯覚しやすい。しかし森信（2014）は「軽減税率を導入しても逆進性は緩和されず、低所得者対策にならない」ことをグラフで明確に示している。また税負担の絶対額で考えれば軽減税率はあからさまな金持ち優遇策となる。仮に消費税が10%の時に食料品には5%の軽減税率を適用したとすれば、最も所得の低い10%の人々の負担軽減が約1.9万円に過ぎないのに対し、最も豊かな10%の負担軽減は約5.3万円となるのである（小黑2013）。

こうした問題は2010年に公表された英国のマーリーズ・レビューですでに明らかにされていた（井出2014、西山2011）。また、不公平性の他にも財源の膨大な損失が指摘されている。C効率性やVRR¹⁾といった指標でみれば、欧州諸国では軽減税率や免税等によって、本則税率で本来得られるべき税収の半分近く、あるいは半分以上が失われていることが分かる（2009年のVRRは英0.47、仏0.46、独0.56、日本は0.67）。逆に言えば、軽減税率や免税措置のおかげで欧州諸国の標準税率は倍になって、

それを低所得者も負担しているわけで、「朝三暮四」との批判がまさに妥当する。さらに、軽減税率等によって、事業者にはかなりの事務的な負担が強いられているほか、対象品目の線引きの問題によって数多くの奇妙な訴訟事例が生まれている（例えば英国では、ティーケーキはケーキ（軽減税率）かビスケット（標準税率）かについて実際に争われた、西山 2011）。

逆進性対策としては、補完的給付を低所得者に対して直接的に行う方が確実である。各国で実施されている「給付付き税額控除」には低所得者の消費税負担の軽減を目的としたものがあり、よく参照されるのがカナダの事例である（鎌倉 2010）。カナダでは世帯所得が約3万ドルを下回る家計には、大人1人248ドル、子ども1人130ドルをベースに、世帯の状況を勘案して給付がなされる。給付付き税額控除というと難しく聞こえるが、実質は定額給付金であり、その一部または全部が所得税と相殺されるものと考えればよい。

実は日本の「社会保障・税一体改革法」でも総合合算制度（医療・介護・保育等の自己負担合計額に上限を設ける仕組み）や給付付き税額控除等の総合的な措置の導入が掲げられていたが（第七条一のイ）、いつのまにか軽減税率に押しやられた。直接的な給付を議論の中心に据えるべきであろう。

ただし、個人に給付を行う制度は、不正受給などを防ぐために、確実に個人を特定する制度が必要となる。これについても同法の同じ箇所です「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」について言及がある。この法律は「マイナンバー法」の通称で、2013年5月24日に成立し、2016年1月から実施される予定である。

プライバシー等の問題もあるが、近年いっそう強く叫ばれる「格差の是正」のために本当に効果的な施策は何かという観点から、議論が行われることを期待したい。

注1) C 効率性と VRR は同様の概念で、実際の税収÷（最終消費額×標準税率）で求められるが、前者の最終消費額は VAT 込み、後者のそれは VAT 抜きである。

<参考文献>

- 安倍晋三(2014)「安倍晋三内閣総理大臣 消費増税延期・衆議院解散に関する記者会見」自民党ホームページ、2014年11月18日
- 井手英策(2014)「逆進性対策としての軽減税率と給付の検討」『Zeiken』、2014.7 (No.176)、pp.32-38
- 小黒一正(2013)「軽減税率の導入で消費税の逆進性は解消しない」『日経ビジネスオンライン』2013年12月12日
- 鎌倉春子(2010)「諸外国の給付付き税額控除の概要」国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 678(2010.4.22.)
- 西山由美(2011)「EU 付加価値税の現状と課題—マリーズ・レビューを踏まえて」『フィナンシャル・レビュー』平成23年第1号、pp.146-165
- 森信茂樹(2014)「インボイス導入と軽減税率の代替案」『税務弘報』2014.9、pp.14-21

【Reference Review 60-5 号の研究動向・全分野から】

「里山資本主義」と地域活性化

経済学部教授 小林 伸生

東日本大震災による国内の生産・流通システムの分断、および福島第一原発の事故による電力システムリスクへの関心の高まり、さらには人口減少社会における中山間地域のコミュニティ崩壊への

危機意識の高まり等を契機として、従来の日本経済・社会を構築してきた仕組みに対する見直しの機運が高まってきている。こうした中で近年、日本総合研究所の藻谷浩介氏を中心とするグループによる、一連の「里山資本主義」に関する研究が注目を集めつつある。一言で定義することは困難ではあるが、里山資本主義とは、資本主義に基づく経済活動システムの中で価値を見出されてこなかったものの積極的な活用・流通を図り、資源の多消費、資本や労働力の集中等による生産の極大化を目指す資本主義とは異なる生産・流通システムの構築を目指す試みであるといえよう。

坂本将規・藁品和寿「新たな産業創出が期待されるバイオマス産業都市～バイオマス利活用を軸とした地域循環型社会の形成～」(『信金中金月報』2014.11)は、今後の国内における新たなエネルギー源として活用への期待が高まっているバイオマスエネルギーの活用で先行する地域事例として、兵庫県洲本市と岡山県真庭市の事例を詳細に紹介している。その上で、その利活用促進のために必要な点として、①地域に存在するバイオマス資源の発見と事業化可能性の実証、②バイオマス資源の調達・利活用のためのインフラの整備、③地元企業や住民との協働可能性、等の必要性を指摘している。

こうした各地で進む萌芽的な取り組みを全国的に浸透させていくためには、地域の志あるリーダーの出現を待望するのではなく、確固たる組織体制の構築が必要である。寺林暁良「地域主導の再生可能エネルギー事業を担う組織づくり～事業組織の形態に着目した事業スキームの検討～」(『農林金融』2014.10)は、再生可能エネルギー事業の普及面で先行するドイツにおける有限合資会社(地域ファンD)、登録協同組合(地域共同運営)等の事例を紹介したうえで、それらの日本への導入可能性と課題について言及がなされている。

「里山資本主義」を構成する要素は新エネルギー分野のみではない。長年にわたり中山間地域の基幹産業である農業や、観光産業に関しても、地域での就業機会を拡大させるために重要な役割を期待されている。佐藤一成「グリーン・ツーリズムから農山漁村コミュニティビジネスへ」(『産業立地』2014.11)では、町をあげての取り組みが成果を上げた例として島根県海士町を紹介している。「守り」としての行財政改革と、「攻め」としての新たな産業創出をともに強力に推進し、①ミッション性、②非営利追求性、③継続的成果、④自発的参加、⑤非経済的動機による活動参加の必要性が指摘されている。

但し、これは農山村における産業化への取り組みが、採算・利潤追求を度外視して進めるべきであることを意味しているわけではない。上記の佐藤氏も指摘する通り、多くの地域でグリーン・ツーリズムが継続性を持ちえない理由として、「期待したほど地域経済への効果が上がっていない」ことがあげられ、補助金が終了した後の事業継続性が担保できていない。地域住民の自発性、好意に過度に依存し、非営利性を金科玉条の如く掲げると、こうした状況が繰り返される懸念がある。伊庭治彦「柔軟な事業展開の支援による農政課題の推進」(『農業と経済』2014.12)では、農業者の新たな事業への取り組みを支援する普及事業活動のあり方を、現状展開されている政策を参照しながら議論している。その中で、従来の助成金と公的支援に基づいた事業展開が、初期投資を軽減する一方で操業停止点を下回った事業でも撤退判断が遅れる「両刃の剣」になっていることを指摘している。取り組みを持続的なものにするためにも、開始時点からの一定水準の営利性への展望と、状況に合わせた柔軟な判断が可能な仕組みを確保しておく必要がある。

現在の状況への見方に関して、「里山資本主義」対「(マネー)資本主義」の対立の構図で議論がなされることがしばしばみられる。しかし、両者はいわば葉の表裏のような存在であり、一方のみでは存在しえないものである。すなわち、資本主義は、しばしば前のめりに利便性を追求する結果、負の外部効果への対応が後手に回り、想定外の副作用を生み出すことがある。一方、里山資本主義は、資

本主義に根差した産業活動において生じる様々な弊害を解決する、いわば静脈ビジネスを市場経済にうまく溶け込ませる試みとして大いに注目するべきであるが、それは資本主義経済の中で生じる様々な矛盾を解消するところに差別化要素、存在意義があると考えられ、産業活動の実質的な標準になることは、おそらく困難である。

双方が、日本の経済社会の車の両輪として機能することで、砂上の楼閣ではない、持続性を担保した真の成長を実現するための「系」を構築することを期待したい。そうしたモデルを諸外国に先駆けて構築することは、経済成長とその対価の狭間で苦闘する周辺諸国に対しても、大いに参考となり得るものであろう。

【Reference Review 60-5 号の研究動向・全分野から】

近江商人の「三方よし」

商学部教授 木山 実

経済史・経営史の分野で近江商人の研究は今なお一定の活況を呈している。そして近江商人の経営理念を示すとされる「三方よし」なる言葉は、かなり巷間に流布しているといっていよいであろうが、近年ではこの近江商人の「三方よし」と経営史の分野で研究が盛んな企業の社会的責任（CSR：corporate social responsibility）とを結びつけて、日本の CSR の源流を近江商人の「三方よし」に求める議論がみられるようになってきた。その論者の筆頭にあげられるのは近江商人に関する多くの著作がある末永國紀氏（同志社大学名誉教授）であろうが、同氏が「三方よし」を日本の CSR の源流として位置づけたのは、『近江商人学入門—CSR の源流「三方よし」』（サンライズ出版、2004 年）が最初であろう。同書（24 頁）によれば 2004 年春に滋賀経済同友会が「三方よし」の経営理念に基づいて経営の現状把握と改善のための滋賀 CSR モデルを発表したとのことだが、末永氏もこのような動きに触発されて「三方よし」と CSR を結びつけたのではないかと推測される。

ちなみに、近江商人とは単に近江（現、滋賀県）出身の商人をいうのではなく、近江に本宅か本店を有する商人で、近江の外で行商や出店経営に従事した広域志向の他国稼商人であり、もっぱら江戸時代から明治時代にかけて出現して活躍したものである。現代でも伊藤忠商事や丸紅という総合商社、あるいは蒲田で有名な西川産業などは近江商人の系譜を引く企業とされている。近江商人は近江の外で活躍することが多かったため、そこでは他国者として気配りに徹した経営を行ったがゆえに、そこから「三方よし」、すなわち「売り手よし、買い手よし、世間よし」という、商取引において当事者の売り手と買い手だけでなく、その取引が社会全体の幸福につながらなければならないという意味の経営理念に到達したとされている。末永氏は、近江国神埼郡五箇荘町の麻布商中村治兵衛宗岸^{かきおき}の書置を発見し、それが「三方よし」の精神をはじめて文章化したものであると指摘したことでも知られている（詳しくは同氏の論稿「近江商人中村治兵衛宗岸の『書置』と『家訓』について」『同志社商学』第 50 巻 5・6 号、1999 年、を参照されたい）。

このようななか、近江商人の「三方よし」を日本の CSR の源流とする議論に異議を呈するのが経営学者の谷本寛治氏（早稲田大学教授）である。同氏はその著書『日本企業の CSR 経営』（千倉書房、2014 年）の第 2 章「CSR の源流と現在の CSR」で近江商人の「三方よし」をとりあげたうえで、「三

方よし」の、特に「世間よし」をクローズアップして、この「世間」には英語の社会（society）と同じ意味があるわけではなく、広い概念ではない。その「世間」とは比較的狭いグループ内での排他的な関係であり、仲間内での共存共栄を指すと理解されるのであって、「三方よし」におけるステイクホルダーの概念は限定的であるとしている。今日の企業に求められる CSR とは個々の商人が商取引を行う際に求められる倫理観を超えたものがあるのであり、日本が伝統的に「三方よし」の関係を重視していたからステイクホルダー指向の経営がなされたとはいえない。戦後形成された企業社会の構造を考えることが重要であるとしながら、現代の企業経営に「三方よし」がどのように生きているのか、あるいは生きていないのかについて、また現代の CSR と伝統的な「三方よし」はどう違うのかといった議論が必要であるとしている。

一方、「三方よし」を書誌学的に考察した宇佐美英機氏（滋賀大学教授）の「近江商人研究と『三方よし』論」（『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』第 48 号、2015 年）は、「三方よし」に関する一般的な理解がかなりあやしげなものであることを教えてくれる論稿である。「三方よし」を近江商人の経営理念であるとする議論を最初に唱えたのは滋賀大学教授であった小倉榮一郎氏（故人）であるが、それは同氏が 1988 年に刊行した著『近江商人の経営』（サンブライ出版）においてであった。小倉氏が著書で引用史料部分に「三方よし」と示したことによって、あたかも「家訓」にこの言葉が記されているかのような誤解を読者に与えたのではないかと宇佐美氏はいう。また小倉榮一郎氏は上述の著書を 1988 年に刊行した後、1991 年にかけて年 1 冊のペースで近江商人に関する著書を刊行したが、小倉氏の「三方よし」論が年次を追って変容したことも宇佐美氏は指摘している。そもそも「三方よし」などという言葉が近江商人が口にしたり書にしたためたわけではない。「売り手よし、買い手よし、世間よし」「三方よし」という文言は近江商人の家訓類のどこにも記されていないのだが、現在の伊藤忠商事の創業者として知られる初代伊藤忠兵衛が明治 20 年代頃に語った内容の中に「売り・買い・世」という語を見出した小倉榮一郎氏が「世間よし」を造語したと宇佐美氏は推測する。また「三方よし」という表現は、戦前期に活躍したモラルロジー経済学の創始者廣池千九郎によって唱えられたものであったという。さらに中村治兵衛家の書置を「三方よし」の原典とすることを疑問視している。宇佐美英機氏は安直な「三方よし」の使用を戒めつつ、すべての近江商人が「三方よし」的な経営を実践したかのようにとらえることは間違いだというスタンスである。同稿では近江商人の「陰徳善事」の実践形こそが「三方よし」だととらえ、その思想は必ずしも近江商人に限ったものではないとしているのである。

【Reference Review 60-6 号の研究動向・全分野から】

統合報告導入の現状と課題

商学部准教授 譚 鵬

二十一世紀における企業活動のグローバル化の進展により、企業はこれまで以上に広範な課題に取り組むことが強く求められている。しかし、財務情報の価値関連性の低下は近年度々指摘されており、財務情報の公開のみでは企業経営環境の変化に対応できなくなっている。そこで、財務報告を補足するため、企業報告の取り組みは企業の経済的パフォーマンスを表す従来の財務情報から社会・環境パ

フォーマンスを表す非財務情報の開示へと大きく舵を切りつつある。

ESG コミュニケーション・フォーラム（2014）の調査によれば、財務情報と非財務情報を統合して情報を開示するいわゆる統合報告書を公表している日本企業は年々増加し、2014 年の統合報告書発行企業数は前年より約 5 割増え、142 社となった。今後統合報告書発行企業はさらに増える公算が大きい。大槻（2015）によれば、この 142 社のうち 9 割近くの企業は東京証券取引所第一部に上場している企業であり、規模の大きい企業ほど統合報告書発行に積極的に取り組んでいるという。阪（2015）が世界の企業を対象に実施した統合報告書発行企業の現状と財務的特性の調査では、2011 年から世界中の企業の統合報告書の発行が急増していることがわかる。さらに、統合報告書発行企業は規模が大きく収益性も有意に高いこと等が明らかにされている。

今後の統合報告の推進に重要な役割を担っている国際統合報告評議会（IIRC）は、2013 年に「国際統合報告フレームワーク」（IR フレームワーク）を公表した。大槻（2015）によれば 2014 年には日本におけるかなり多くの統合報告書発行企業が IR フレームワークの影響を強く受けていたという。しかし、IR フレームワークには具体的な重要業績指標（KPI）が示されていない。阪（2015）は統合報告においては、サステナビリティの観点から各ステークホルダーとの価値のつながりを示す KPI が必要であるとし、ステークホルダー・マネジメントを通じてサステナビリティを達成してきた世界の長寿企業に焦点を当て、付加価値情報こそ有用な KPI であることを明らかにした。

統合報告は、企業の財務・非財務情報の重要な部分と企業の戦略等とを結び付けた上で、短期・中期・長期の企業価値を持続的にどのように創造するかを報告するものである（阪 2015、98 頁）。しかし、統合報告書＝ワンレポート＝「一冊にまとまった紙媒体の報告書」ではなく（古庄 2015、68 頁）、統合報告書は企業を理解しようとする全てのステークホルダーにとっての共通の入り口の役割を担うものなのである（阪 2015、98 頁）。財務報告と非財務報告の統合のあり方は、財務諸表または CSR 報告書が統合されて、存在しなくなるという意味での発展的な解消を含意するものでもないし、また財務情報と非財務情報を単に要約するものでもない。むしろ企業の持続可能な価値創造に係る簡潔なコミュニケーションのために統合した報告書が、統合報告の上部構造として一つのフォーマットを新たに形成するものと考えられる（古庄 2015、68 頁）。ところが、統合報告書を発行した日本企業の 77% は CSR 報告書を発行していないことが大槻（2015）の調査からわかっている。つまり、非常に多くの日本企業が統合報告書発行を機に、開示媒体を整理して統合報告書に一本化したのである。しかし、統合報告だけでは他のステークホルダーにとっては重要なサステナビリティ情報が開示されないおそれがある。そこで、統合報告によって CSR 報告書やサステナビリティ情報書が代替されてしまうと、重要性の名の下に切り捨てられかねない CSR 情報があると向山（2015）が警鐘を鳴らした。

統合報告は日本企業における開示が始まったばかりであることから、今後、統合報告で開示されている情報が、市場においてどのように評価され、そして将来の企業価値創造にどうつながっていくのかを実証的に検証することが重要な課題である。

<参考文献>

- 大槻櫻子（2015）「未来を拓くコーポレートコミュニケーション：第 13 回日本企業の統合報告書に関する事例調査結果（前編）」『KPMG Insight』第 11 号、1 頁～7 頁。
 阪智香（2015）「統合報告の国際的な研究・開示動向と KPI の提言」『会計』第 187 巻第 1 号、97 頁～111 頁。
 古庄修（2015）「統合報告の制度化をめぐる財務報告の変容」『会計』第 187 巻第 1 号、68 頁～82 頁。
 向山敦夫（2015）「統合報告と CSR 情報開示との位置関係」『会計』第 187 巻第 1 号、83 頁～96 頁。
 ESG コミュニケーション・フォーラム（2014）『国内統合レポート情報』http://www.esgcf.com/archive/a_repo.html, (2015 年 7 月 2 日アクセス)。

正しい我慢 ～中進国の罠から抜け出すためには～

経済学部准教授 栗田 匡相

「しばらくは我慢の時ですね」と語ってくれたのは、今夏にジャカルタでお会いした日系自動車部品メーカーのインドネシア所長だ。2015年の国内新車販売は2年連続で前年を下回ったことは確実な勢いで、こうした販売減少から、新規の工場建設を延期するような企業も出てきているようだ。稲垣他（2014）でまとめられたタイ経済の中期展望レポートのサブタイトルには「2020年までは楽観できない見通し」とある。そして、最近では中国の経済成長の鈍化が盛んに報じられ、世界経済への悪影響について様々な議論がわき起こっている。

こうした各国の状況に対して、政府に大幅な改革を求める意見が出るのは当然である。関（2015）は、未だに大きなシェアを占める国有企業の民営化や地方政府の債務問題、山積する課題を金融改革、財政改革などを通じて迅速に対応すべきだと述べており、稲垣他（2014）も、改革がうまくいけば2020年以降のタイでは産業高度化が進展している可能性があると述べている。

いずれの国でも改革が必要なことは論を待たない。しかし重要なことは、習近平総書記が語ったように、改革の先に安定的な成長や産業構造の高度化が引き起こされるかどうかだ。さもないければ、中進国の罠から抜け出せずにラテンアメリカの国々のような長期的な経済の停滞を余儀なくされる可能性もある。

物理的な労働、資本の追加的投入によって経済成長は引き起こされるが、こうした量的な拡大には限度があり、中進国の仲間入りを果たした中国やアジアの各国が、持続的な経済成長を維持していくためには、イノベーションや生産環境の近代化、効率化などによって引き起こされる全要素生産性（TFP）の向上が鍵となる。こうしたプロセスを経ることで産業の高度化も達成されていくため、中国のみならずアジア各国の中長期的な開発計画をひもとけば、イノベーションや技術進歩についての言及がいたるところに見られる。

通常、途上国や中進国といった国々の技術進歩に必要なことは他国からの技術移転である。ただし、最近の研究では、こうした技術移転による国内産業、企業への波及効果は、それぞれの国の制度、産業の違いなどによって異なることが指摘されている。例えば、栗田（2014）では、中国のハイテクパーク（中関村）クラスター政策や沿岸部の経済特区政策によってもたらされた外資系企業の進出による波及効果がそれほど大きくないことを明らかにしている。このため、単に外資を呼び込み高度な技術を輸入すればよいのではなく、それらを自国のマーケットニーズに合わせた形で導入、改良するための技術的基盤や起業家精神などが、導入する国にも求められる。これがなかなか難しい。

丸川（2014）ではキャッチダウン型技術進歩という概念を用い、現在の中進国や途上国に必要な技術進歩とはどのようなものかを日本の経験などにも言及しつつ議論を行っている。キャッチダウン型技術進歩とは、丸川（2014）によれば「途上国の企業が主体となって、途上国の要素価格比率、労働力の状況、産業のレベルなどに適応した技術」であり、「途上国の消費需要や所得水準に適応した技術を開発する」ことも含んでいる。例えば明治期の日本では、輸出の開始や国内需要の拡大に刺激されて技術進歩しながら成長する「下からの工業化」が生じ、この流れの中から様々な発明家が現れ、日本の状況に適した機械を開発していたことが述べられている。現代の途上国におけるキャッチダウン

型技術進歩としては、インドのタタ自動車が開発した「ナノ」や中国の深圳市を中心に分布する「ゲリラ携帯電話（安価ではあるが生産と販売に際し正規の機器認証手続きを経ないため違法性を持つ）」の事例を挙げつつ、こうした商業的な成功事例が現在の中国やインドに見られることを指摘している。ただし、こうしたキャッチダウン型技術進歩が功を奏するためには、先にも述べたようにもともとの技術的土壌がある程度形成されていることや、リスクを負って新たな技術を試す起業家の存在も必要と述べている。

つまり、アジア各国が中長期的に安定的な成長を遂げたいのであれば、これまで以上の技術的基盤の構築と底上げ、そして企業家精神に富んだ人材の育成、更には外資系企業とのネットワーク構築を行う必要がある。しかし問題はこれらが全て時間のかかる対応となり、その分リスクや不透明性も大きく、具体的な政策や投資戦略のレベルで、「こうすれば必ずこうなる」という道筋が簡単に開けるわけでもないということだ。日系企業にとっても、冒頭の所長の話のように、我慢をする中で商機をうかがう姿勢が求められている。

筆者は、今年度よりインドネシアの地場中小企業の生産性向上を促進するためにどのような政策が有効なのかを、JICA やインドネシア工業省との共同政策研究プロジェクトとして調査・研究を行っている。その一環として今夏に日系企業と地場企業とのリンケージに関する調査を、ジャカルタ在住の日系企業と地場企業を対象に行った。質問項目は財務的なものから駐在員のプライベートな内容まで多岐にわたる。アンケートに協力いただいた企業さんからも早く調査結果が知りたいという声を多数頂いた。年明けには、調査報告も兼ねて日系企業と地場企業とのビジネスマッチングイベントを開催する予定もある。

驚くべきは、こうしたビジネス動向調査やマッチングイベントがこれまでほとんど行われたことが無いということだ。粘り強く我慢を続けるために必要な情報提供、制度設計の提示など、アジアの豊かな未来のために研究者にとってもやるべきことは山積している。

稲垣博史、小林公司、宮嶋貴之、杉田智沙（2014）「タイ経済の中期展望 ～2020 年までは楽観できない見通し～」

『みずほ総研論集』第 2014 巻 3 号

栗田匡相（2014）「中国における産業集積効果の検証：北京のシリコンバレーと沿海開発特区の事例」『RIETI ディスカッションペーパー』14-J-035.

関志雄（2015）「中国経済の「新常态」」『季刊中国資本市場研究』第 8 巻 4 号

丸川知雄（2014）「発展途上国のキャッチダウン型技術進歩」『アジア経済』第 55 巻第 4 号